

平成26年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

平成27年 4 月 中部地方整備局

平成26年度中部地方整備局コンプライアンス報告書

目 次

はじめに	… P 3
1. 平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	… P 4
2. コンプライアンス推進体制	… P 4
A. 取組の実施状況	… P 4
(1) コンプライアンス推進本部等	… P 4
(2) 各事務所（管理所）におけるコンプライアンス推進体制	… P 5
(3) 適正業務管理官の設置	… P 6
B. 検証（評価）	… P 7
3. 職員のコンプライアンス意識の醸成	… P 7
A. 取組の実施状況	… P 7
(1) 研修におけるコンプライアンスカリキュラムの実施	… P 7
(2) 違法性の認識が希薄にならない研修手法の取組	… P 8
(3) 研修を受講する機会の少ない職員への対応	… P 9
(4) e－ラーニングシステムの積極的な活用	… P 9
(5) 外部講師による講習会等の実施	… P 10
(6) 職場におけるコンプライアンス意識の徹底	… P 11
(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供	… P 11
(8) コンプライアンスインストラクターの積極的な活用	… P 12
B. 検証（評価）	… P 12
4. 意識改革に向けた取組	… P 13
A. 取組の実施状況	… P 13
(1) 事業者との応接方法の徹底等	… P 13
(2) 副所長室の相部屋化等	… P 14
(3) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーション機会の増加	… P 14
B. 検証（評価）	… P 14
5. 報告制度の周知・徹底	… P 15
A. 取組の実施状況	… P 15
(1) 不当な働きかけに対する報告の徹底	… P 15
(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底	… P 15
B. 検証（評価）	… P 16
6. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底	… P 16
A. 取組の実施状況	… P 16
(1) 入札契約手続きの見直し	… P 16
(2) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保	… P 16
(3) 情報管理の徹底	… P 17
B. 検証（評価）	… P 17

7. ペナルティの強化	… P 1 8
A. 取組の実施状況	… P 1 8
(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ	… P 1 8
B. 検証（評価）	… P 1 8
8. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開	… P 1 9
A. 取組の実施状況	… P 1 9
(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等	… P 1 9
(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開	… P 1 9
B. 検証（評価）	… P 1 9
9. 再発防止対策の周知	… P 2 0
A. 取組の実施状況	… P 2 0
B. 検証（評価）	… P 2 0
10. 監査機能の充実	… P 2 1
A. 取組の実施状況	… P 2 1
B. 検証（評価）	… P 2 1
まとめ	… P 2 2

はじめに

平成24年10月17日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から3回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。

国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、その実態解明と再発防止対策の検討を行うため、省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成25年3月14日付けの調査報告書で「再発防止対策」を取りまとめた。

中部地方整備局ではこの再発防止対策を踏まえ、毎年度「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきた。

平成26年度においてもコンプライアンスの推進のための取組を内容とする平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定し、引き続きその実施に努めてきたところである。

コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、平成26年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組等を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

*本報告書中、

二重線囲みの部分  は、平成26年度コンプライアンス推進計画

点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価とアドバイザー委員会による評価である。

1. 平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

平成26年度の中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成26年3月17日に開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会に、平成25年度の推進計画実施状況報告と併せて提示し、同委員会から意見等を伺い、平成26年3月26日に開催した推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページに掲載し公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に対する周知を行った。

2. コンプライアンス推進体制

A. 取組の実施状況

(1) コンプライアンス推進本部等

平成24年11月20日付けで設置した中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と、推進本部の決定により設置した「中部地方整備局コンプライアンス推進室」によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、外部有識者で構成される「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を伺いながら、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図る取組を継続して実施する。

中部地方整備局では、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置した。

また、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成24年11月16日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し推進計画を効果的・効率的に推進するために、平成24年11月20日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。

推進本部は、以下のとおり毎月推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。

平成26年度 コンプライアンス推進本部会議

日 時	会議名	議 事 内 容
H26.4.22	第19回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告（3月～4月）及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング （木曽川下流河川事務所）[平成25年度分]
H26.5.27	第20回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告（4月）及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング （木曽川上流河川事務所、紀勢国道事務所）[平成25年度分]

日 時	会議名	議 事 内 容
H26.6.24	第21回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(5月)及び今後の取組計画について 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス報告書について
H26.7.29	第22回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(6月)及び今後の取組計画について
H26.8.26	第23回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(7月)及び今後の取組計画について
H26.10.7	第24回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(8月)及び今後の取組計画について
H26.10.27	第25回推進本部会議	コンプライアンス推進本部によるモニタリング (新丸山ダム工事事務所、名古屋国道事務所、四日市港湾事務所)
H26.11.25	第26回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(10月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (設楽ダム工事事務所、飯田国道事務所、蓮ダム管理所、長島ダム管理所)
H26.12.15	第27回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(11月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (富士砂防事務所、愛知国道事務所、矢作ダム管理所、名古屋港湾空港技術調査事務所)
H27.1.27	第28回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(12月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (多治見砂防国道事務所、木曽川上流河川事務所)
H27.2.24	第29回推進本部会議	平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について コンプライアンス推進本部活動状況報告(1月)及び今後の取組計画について コンプライアンス推進本部によるモニタリング (沼津河川国道事務所、浜松河川国道事務所、木曽川下流河川事務所、紀勢国道事務所)
H27.3.24	第30回推進本部会議	コンプライアンス推進本部活動状況報告(2月～3月)及び今後の取組計画について 平成27年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について 平成26年度中部地方整備局コンプライアンス実施状況報告について

一方、中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は、1回開催された。

委員長：熊田 均 弁護士
委員長代理：和田 肇 名古屋大学大学院 教授
委員：上田 圭祐 公認会計士
〃：柴田 義朗 弁護士
〃：田島 暁 元中日新聞論説主幹（平成26年度末現在、委員は五十音順、敬称略）

○第5回委員会（H27.3.4 10:00～12:00）

出席委員：熊田委員長、和田委員長代理、上田委員、田島委員

議事：平成26年度中部地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
平成27年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

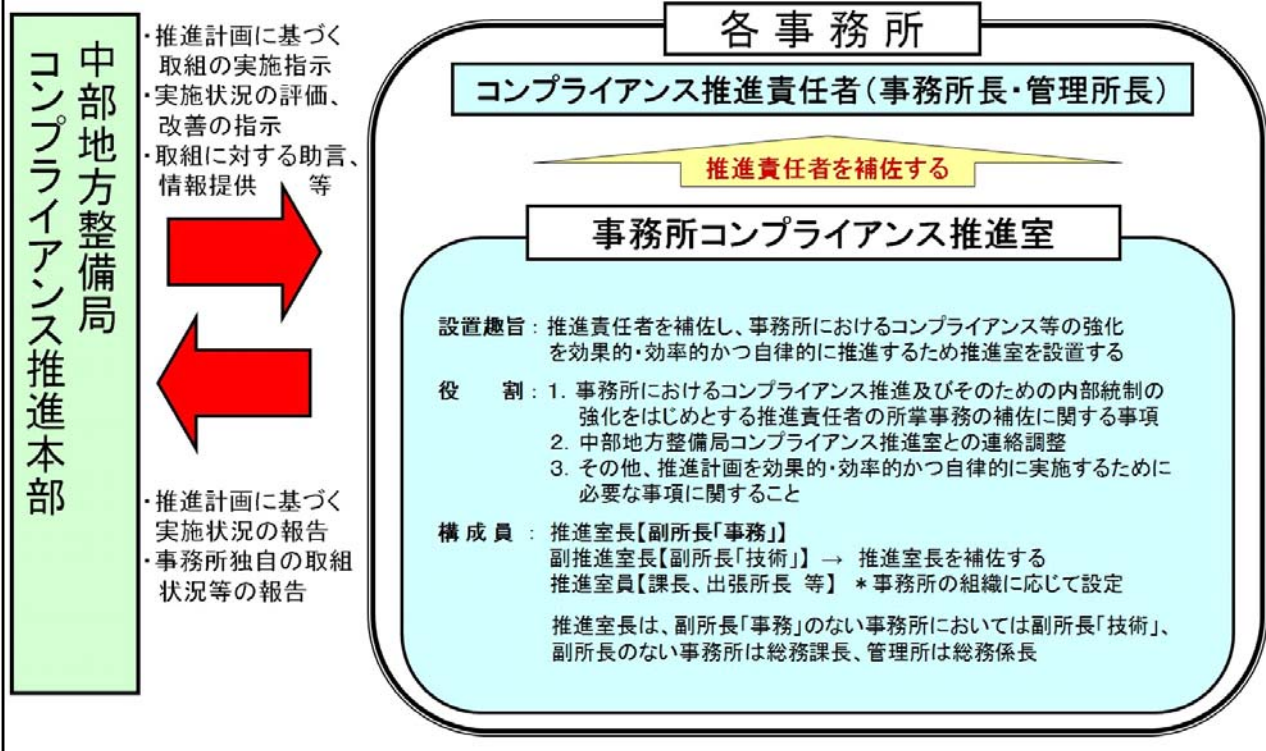
（2）各事務所(管理所)におけるコンプライアンス推進体制

各事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するための取組を継続して実施する。

事務所（管理所）におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するため設置したコンプライアンス推進室（管内全36事務所）を中心に、コンプライアンス意識の徹底、意識改革に向けた取組などの各種取組を継続して進めた。

中部地方整備局コンプライアンス推進体制の強化

各事務所におけるコンプライアンス推進体制の構築



(3) 適正業務管理官の設置

コンプライアンス推進体制の強化を図り、その取組をより充実し、実効性のあるものとするため、総務部内に設置されている適正業務指導官を廃止し、適正業務指導官の格上組織として、より広範な権限を持つ適正業務管理官を、中部地方整備局長の直属組織として設置する。

適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

適正業務管理官は、コンプライアンスの強化を実務的に推進する総括責任者として、年度当初にコンプライアンス・ミーティング担当者（各事務所の事務副所長等及び本局各部筆頭課長補佐）に対して、今年度のミーティング方針、進め方等について助言・指導を行うとともに、公正取引委員会中部事務所と調整を図り、各県ブロックで中部事務所講師による「入札談合等関与行為防止法」講習会及び研修会を開催し、コンプライアンス・ミーティング担当者に対する指導等を行った。

また、出前講習の講師として各事務所に赴き、職員に対する講義及び事務所コンプライアンス推進室長等との意見交換などを通じて、職場におけるコンプライアンス意識の向上を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を毎月開催し、本部長から各事務所に対しコンプライアンスの推進について指示を行い、内部統制の強化を図ることができた。また、各事務所のコンプライアンス推進責任者から取組状況等の報告をさせることで、各事務所間の情報共有を図ることができた。

各事務所のコンプライアンス推進室は、コンプライアンスミーティングのテーマ決定や事務所独自の取組み等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するうえで機能した。

適正業務管理官は、本局各部・各事務所のコンプライアンス・ミーティング担当者等を指導するとともに、公正取引委員会中部事務所や他の地方整備局等の適正業務管理官とも意見交換等をし、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たした。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

3. 職員のコンプライアンス意識の醸成

A. 取組の実施状況

（1）研修におけるコンプライアンスカリキュラムの実施

今年度中部地方整備局で実施する全ての計画研修に、コンプライアンスに関するカリキュラムを効果的に採り入れて実施する。

平成26年度の中部地方整備局の全計画研修（28コース35講義）にコンプライアンスに関するカリキュラムを組み込むとともに、講話やグループ討議方式を活用して受講生の主体的なコンプライアンス意識の醸成に努めた。

平成26年度の研修受講者数は711名であり、平成25年度の485名に対して、46%の増加となった。

平成25年度 研修実績表

No.	研修日程(始)	研修日程(終)	研 修 コー ス 名	研修種別	対象者	受講者数	研修講師	
1	H25.4.1	H25.4.5	初任職員	(共)	総合	新規採用者	7	○
2	H25.5.13	H25.5.17	新任技術Ⅰ	(技)	総合	新規採用者 (1ヶ月経過)	5	ビデオ 配布資料
3	H25.5.22	H25.5.24	入札契約制度	(事)	専門	一般・係長 (1～4級)	16	○
4	H25.5.27	H25.5.29	経理実務	(事)	専門	一般・係長 (1～4級)	13	○
5	H25.5.29	H25.5.31	テックフォース	(技)	専門	派遣職員 (3級)	25	○
6	H25.6.3	H25.6.7	用地事務(初級)	(事)	専門	用地担当 (1～4級)	14	用地部 補佐
7	H25.6.5	H25.6.7	災害査定	(技)	専門	災害査定検査官 (4級以上)	10	○
8	H25.6.10	H25.6.14	新任係長(事務・技術)	(事・技)	総合	新任係長 (2～3級)	26	適正業務指導 官付補佐
9	H25.6.19	H25.6.21	テックフォース	(技)	専門	派遣以外 (2～3級)	21	○
10	H25.6.24	H25.6.29	新任係長(事務・技術)	(事・技)	総合	新任係長 (2～4級)	46	適正業務指導 官付補佐

平成26年度 研修実績表

No.	研修日程(始)	研修日程(終)	研 修 コー ス 名	研修種別	対象者	受講者数	研修講師	
1	H26.4.1	H26.4.7	初任職員	(共)	総合	新規採用者	58	適正業務管理 官
2	H26.5.12	H26.5.16	初任技術Ⅰ	(技)	総合	新規採用者 (1ヶ月経過)	42	ビデオ 配布資料
3	H26.5.19	H26.5.22	テックフォースⅠ期	(共)	専門	派遣職員	15	○
4	H26.5.26	H26.5.27	経理実務	(事)	専門	一般・係長 (1～4級)	18	総務課長補 佐
5	H26.5.28	H26.5.30	入札契約制度	(事)	専門	一般・係長 (1～4級)	13	適正業務指 導係長
6	H26.6.2	H26.6.6	用地事務(初級)	(事)	専門	用地担当 (1～4級)	16	用地部 補佐
7	H26.6.30	H26.7.2	災害査定	(技)	専門	災害査定検査官 (4級以上)	14	○
8	H26.6.9	H26.6.13	新任係長(事務・技術)Ⅰ期	(事・技)	総合	新任係長 (2～3級)	29	適正業務指 導係長
9	H26.7.2	H26.7.4	土地収用	(共)	専門	係長層等 (2～4級)	15	○
10	H26.7.7	H26.7.11	新任係長(事務・技術)Ⅱ期	(事・技)	総合	新任係長 (2～4級)	34	総務課長補 佐

No.	研修日程(始)	研修日程(終)	研 修 コ ー ス 名	研修種別	対象者	受講者数	研修講師
11	H25.7.3	H25.7.5	土地収用 (共)	専門	係長層等 (2～4級)	17	通正業務指導 官付補佐
12	H25.7.22	H25.7.26	河川管理 (技)	専門	係長層 (2～3級)	14	○
13	H25.9.9	H25.9.13	中堅係長(事務・技術) (事・技)	総合	係長(3級) 2～3年目	31	通正業務指導 官付補佐
14	H25.9.17	H25.9.20	営繕行政(企画・審査) (技)	専門	営繕職員 (1～4級)	6	○
15	H25.9.18	H25.9.20	用地事務(上級) (事)	専門	用地担当 (2～4級)	11	用地部 補佐
16	H25.9.25	H25.9.27	総合技術マネジメント(課長級) (技)	専門	課長層 (2～3年目)	8	○
17	H25.10.2	H25.10.4	地域計画・地域連携 (共)	専門	一般・係長 (1～3級)	23	○
18	H25.10.8	H25.10.11	管理職員 (事・技)	総合	管理職 4級以上	11	○
19	H25.10.15	H25.10.18	管理基礎(河川) (事・技)	教養 専門	採用後 (5～6年目)	12	○
20	H25.10.15	H25.10.18	管理基礎(道路) (事・技)	教養 専門	採用後 (5～6年目)	11	○
21	H25.10.16	H25.10.18	港湾技術基礎(公共調達コース) (技)	専門	係員	5	○
22	H25.10.21	H25.10.25	マネジメント(係長級) (技)	専門	係長層 (4～5年目)	18	○
23	H25.10.28	H25.10.31	管理職員 (事・技)	総合	管理職 4級以上	28	○
24	H25.11.5	H25.11.8	法律基礎 (事)	教養	採用後 (2～3年目)	12	通正業務指 導係長
25	H25.11.11	H25.11.15	道路管理 (技)	専門	係長層 (2～3級)	17	○
26	H25.11.18	H25.11.22	初任事務・技術Ⅱ (事・技)	総合	新規採用者 (6ヶ月経過)	7	通正業務指導 官付補佐
27	H25.11.25	H25.11.29	建設技術 (技)	教養	採用後 (2～3年目)	20	○
28	H25.12.2	H25.12.6	計画 (技)	教養	採用後 (5～6年目)	17	通正業務指導 官付補佐
29	H25.12.4	H25.12.6	中堅事務 (事)	教養	採用後 (5～6年目)	9	通正業務指 導係長
30	H25.12.9	H25.12.13	機械技術(上級) (技)	専門	機械 (2～3級)	8	○
31	H25.12.17	H25.12.17	国際 (技)	専門	一般・係長 (1～3級)	17	ビデオ 配布資料
コンプライアンス研修受講者数 計						485	

研修講師欄 ○ はコンプライアンスインストラクター

No.	研修日程(始)	研修日程(終)	研 修 コ ー ス 名	研修種別	対象者	受講者数	研修講師
11	H26.7.14	H26.7.18	河川技術 (技)	専門	係長層等 (3級)	16	通正業務管 理官
12	H26.7.22	H26.7.25	デックフォースⅡ期 (共)	専門	派遣隊員	35	通正業務管 理官
13	H26.9.3	H26.9.5	行政マネジメント (事)	教養	事務系副所長	10	通正業務管 理官
14	H26.9.10	H26.9.12	橋梁点検エキスパートⅠ期 (技)	専門	主任、係長層	6	○
15	H26.9.8	H26.9.12	中堅係長(事務・技術) (事・技)	総合	係長(3級) 2～3年目	45	通正業務指 導係長
16	H26.9.17	H26.9.19	用地事務(上級)Ⅱ (事)	専門	用地担当 (2～4級)	10	用地部 補佐
17	H26.9.24	H26.9.26	トンネル点検エキスパート (技)	専門	主任、係長層	5	通正業務管 理官
18	H26.9.29	H26.10.1	橋梁点検エキスパートⅡ期 (技)	専門	主任、係長層	4	○
19	H26.10.1	H26.10.3	地域計画・地域連携 (共)	専門	中堅係長 クラス	18	○
20	H26.10.7	H26.10.10	初任事務 (事)	総合	新規採用者 (6ヶ月経過)	19	通正業務指 導係長
21	H26.10.8	H26.10.10	設計実務研修 (技)	専門	係長及び係員	8	○
22	H26.10.14	H26.10.17	管理基礎(河川) (事・技)	教養 専門	採用後 (5～6年目)	15	通正業務指 導係長
23	H26.10.14	H26.10.17	管理基礎(道路) (事・技)	教養 専門	採用後 (5～6年目)	14	通正業務指 導係長
24	H26.10.20	H26.10.23	管理職員Ⅰ期 (事・技)	総合	管理職 4級以上	26	○
25	H26.10.27	H26.10.28	マネジメントスキル (事)	教養	事務系職員 (3～4級)	19	ビデオ 配布資料
26	H26.10.27	H26.10.30	のり面・土工構造物点検 エキスパートⅠ期 (技)	専門	主任、係長層	5	通正業務管 理官
27	H26.11.4	H26.11.7	管理職員Ⅱ期 (事・技)	総合	管理職 4級以上	32	○
28	H26.11.10	H26.11.13	デックフォースⅢ期 (共)	専門	派遣隊員	37	○
29	H26.11.17	H26.11.21	初任技術Ⅱ (技)	総合	新規採用者 (6ヶ月経過)	42	通正業務指 導係長
30	H26.11.25	H26.11.28	のり面・土工構造物点検 エキスパートⅡ期 (技)	専門	主任、係長層	5	通正業務管 理官
31	H26.12.1	H26.12.5	計画 (技)	教養	採用後 (5～6年目)	17	総務課長補 佐
32	H26.12.3	H26.12.5	中堅事務 (事)	教養	採用後 (5～6年目)	9	通正業務指 導係長
33	H26.12.8	H26.12.12	河川・ダム管理実務者 (技)	専門	係長層 (3級)	20	通正業務管 理官
34	H26.12.15	H26.12.18	大規模土砂災害対応 (技)	専門	一般・係長 (1～3級)	8	ビデオ 配布資料
35	H27.1.13	H27.1.16	デックフォースⅣ期 (共)	専門	派遣隊員	32	○
コンプライアンス研修受講者数 計						711	

研修講師欄 ○ はコンプライアンスインストラクター

(2) 違法性の認識が希薄にならない研修手法の取組

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと並びに入札談合に関与した職員には厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事処罰等が科されることになることを認識してもらうため、昨年度から実施しているコンプライアンス不祥事事例等を活用したグループ討議方式を、計画研修において効果的に活用する。

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと、並びに入札談合に関与した職員には厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事処罰等が科されることを職員にしっかりと認識させるため、高知県内における入札談合事案を基に、国土交通本省が平成25年度末に作成したDVD映像を活用したグループ討議を計画研修に採り入れて実施した。

グループ討議においては、研修生同士が質問や意見を出し合い、意見等を取りまとめ、グループ毎に発表することにより、コンプライアンスに係る意識を深めることができた。



(3) 研修を受講する機会の少ない職員への対応

研修を受講する機会の少ない職員への対応のため、各事務所等に出向き実施する「コンプライアンス出前講習」を継続して実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図る。

研修を受講する機会の少ない職員への対応として、本局から講師が出向き、コンプライアンスを内容とした出前講習を、18事務所で実施した。出前講習では、適正業務管理官とコンプライアンスインストラクター（人事計画官ほか）が講師を務め、発注者綱紀保持に限らず、公務員倫理、ハラスメント等を加えたコンプライアンスに関する幅広い内容として、それぞれ講義を行った。なお、本講習は、平成25年度及び平成26年度の2年間で全事務所を一巡した。

平成26年度 出前講習実績表

No.	日 時	事務所名	参加者数
1	H26.9.16	北勢国道事務所	24名
2	H26.9.19	木曽川下流河川事務所	24名
3	H26.9.24	静岡河川事務所	33名
4	H26.10.16	天竜川上流河川事務所	42名
5	H26.10.22	愛知国道事務所	15名
6	H26.10.24	庄内川河川事務所	28名
7	H26.11.12	三重河川国道事務所	46名
8	H26.11.19	紀勢国道事務所	26名
9	H26.11.19	蓮ダム管理所	4名
10	H26.11.26	名四国道事務所	25名
11	H26.12.10	中部技術事務所	29名
12	H26.12.16	浜松河川国道事務所	22名
13	H26.12.19	長島ダム管理所	6名
14	H27.1.13	岐阜国道事務所	30名
15	H27.1.15	木曽川上流河川事務所	36名
16	H27.1.28	富士砂防事務所	18名
17	H27.2.3	四日市港湾事務所	22名
18	H27.2.5	名古屋港湾事務所	27名
参加者合計			457名

講師：適正業務管理官、コンプライアンスインストラクター（人事計画官ほか）

(4) eラーニングシステムの積極的な活用

職員が自席において必要な知識を習得できる「発注者綱紀保持セルフチェックeラーニング」システムを、積極的に利用するよう職員に周知・徹底するとともに、その実施結果をコンプライアンス推進の取組に反映させるなど、eラーニングシステムの積極的な活用を図る。

平成25年度に受講履歴や正解率等が把握できるようにシステム改良を実施した「発注者綱紀保持セルフチェックeラーニング」システムについて、問題（基礎編・応用編）の改定を行ったうえで、5月以降全職員が学習するよう周知・徹底を図り、9月までに全職員の受講を達成した。

(5) 外部講師による講習会等の実施

公正取引委員会等専門分野の外部講師により、本局幹部職員を含む講習会及び各県（ブロック）単位による講習会として開催する取組を継続して実施する。

官製談合防止法、独占禁止法の運用機関である公正取引委員会中部事務所から講師を招き、管内各県のブロック単位で、コンプライアンス・ミーティング担当者等を対象とした官製談合防止法の講習会及び研修会を開催し、どのような行為が入札談合等関与行為にあたるのか、入札談合に関与するとどのようなペナルティが科せられるのかなどについて、事例に即した講義をしていただき76名が受講した。

幹部職員に対しては、国土交通本省大臣官房総括監察官を講師に招き、平成26年6月24日に、『腑に落ちる』コンプライアンス』と題して講習会を開催した。高知県内における入札談合事案からの教訓等について講義をしていただき、局長をはじめ約130名の幹部職員が聴講した。



平成26年度 外部講師による講習会実績表

日時	講習会名	講 師	会場	参加者数
H26.6.5	愛知ブロック(本局) 「入札談合等関与行為防止法」 講習会及び研修会	公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官	名古屋合同庁舎第2号館 7階大会議室	29名
H26.6.16	長野ブロック 「入札談合等関与行為防止法」 講習会及び研修会	公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官	飯田国道事務所 会議室	8名
H26.6.18	静岡ブロック 「入札談合等関与行為防止法」 講習会及び研修会	公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官	静岡県総合社会福祉会館 102会議室	15名
H26.6.19	岐阜ブロック 「入札談合等関与行為防止法」 講習会及び研修会	公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官	木曽川上流河川事務所 ダム統管2階会議室	13名
H26.7.30	三重ブロック 「入札談合等関与行為防止法」 講習会及び研修会	公正取引委員会 事務総局 中部事務所 経済取引指導官	三重河川国道事務所 会議室	11名

日時	講習会名	講 師	会場	参加者数
H26.6.24	幹部職員向けコンプライアンス講習会 「腑に落ちる」コンプライアンス	国土交通本省 大臣官房 総括監察官	桜華会館 南館3階 桜花の間	133名

(6) 職場におけるコンプライアンス意識の徹底

職員に求められる公務員倫理及び本局各部・各事務所の実態に即したより身近なコンプライアンスに関するテーマを題材として、本局各部・各事務所や各県（ブロック）単位で実施するコンプライアンスミーティング等の取組を継続して実施する。

コンプライアンスに係る各職場の実態に即したより身近なテーマを題材に、職員が職場内において相互に意見交換を行うことを通じて、関係法令及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を図ることを目的に、コンプライアンスミーティング等を4半期に1回、計4回実施した。

第1四半期は、外部講師（公正取引委員会中部事務所）を招き、各所属でコンプライアンスミーティングを主体的に実施する役割を担うコンプライアンス・ミーティング担当者向けの講習会・研修会を実施し、第2・3四半期は、本局各部・各事務所が主体となり職場の所属毎で実施した。第4四半期は、適正業務管理官から各所属に統一テーマを付与して実施した。また、業務の都合等でミーティングに参加できなかった者に対しては、後日所属長等が個別に説明することでフォローするなど、職員への周知説明等に工夫をしながら継続して実施した。



(7) コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンスに関する不祥事事例等の情報を適宜事務所等に提供するなど、コンプライアンス意識の高揚に向けた取組を継続して実施する。

コンプライアンス意識の高揚を図るためには、日頃の具体事例から学ぶことも効果的な方法である。このため、発注者綱紀、倫理、非違行為等に関するタイムリーな情報を「コンプライアンス情報」として本局各部・各事務所に発信し、所属職員の啓発資料として積極的に活用する取組を継続して実施した。

平成26年度は、コンプライアンス情報を以下の11回発信した。

平成26年度 コンプライアンス情報 発信実績表

発信日時	No.	不祥事の概要	違反法令	啓発のポイント
H26.4.25	25	高知県内の官製談合事件で判決 元副所長2名に刑事罰	官製談合防止法	①適切な事業者との対応 ②違法性の認識 ③市民の厳しい目
H26.5.28	26	静岡県職員による収賄事件 漁場整備工事の発注等で便宜を図る見返りに接待等を要求	刑法（収賄罪）	①公務員としての自覚 ②適切な事業者との対応
H26.7.16	27	札幌市職員による入札情報の漏洩 病院局発注の指名競争入札で情報漏洩	官製談合防止法 刑法（競売入札妨害罪） 刑法（公電磁的記録不正作出罪）	①適切な情報管理 ②適切な事業者との対応

発信日時	No.	不祥事の概要	違反法令	啓発のポイント
H26.8.5	28	北陸新幹線の官製談合事件で判決 元東京支社設備部長に刑事罰	官製談合防止法	①事業者との適切な対応 ②適切な情報管理 ③違法性の認識
H26.9.5	29	国家公務員倫理法違反による懲戒処分事案概要	国家公務員倫理法	①「3つの基本的心構え」 ②利害関係者との間における規制
H26.10.21	30	さいたま市職員による談合の唆し 公園遊具修繕工事で見積業者名を漏洩等して談合を唆した	官製談合防止法 刑法(虚偽公文書作成等罪)	①公務員としての自覚 ②適切な情報管理 ③事業者との適切な対応
H26.11.12	31	兵庫県丹波市職員による入札情報の漏洩 消防車購入の入札で実施設計額を漏洩	官製談合防止法 刑法(競売入札妨害罪)	①適切な情報管理 ②事業者との適切な対応 ③職場環境
H26.12.2	32	静岡市職員による入札情報の漏洩 下水道管耐震化工事の入札で最低制限価格を漏洩	刑法(競売入札妨害罪)	①適切な情報管理 ②事業者との適切な対応
H26.12.24	33	大阪市立総合医療センター職員による収賄事件 人工心臓装置の発注で便宜を図る見返りにパソコン等を受取	刑法(収賄罪)	①公務員としての自覚 ②事業者との適切な対応 ③違法性の認識
H27.1.7	34	公安調査庁職員に停職1カ月の懲戒処分 勤務時間中にインターネットで約300回の株取引	国家公務員法第101条 (職務専念義務違反)	①国家公務員としての行動 ②国民の信頼を得るには
H27.2.2	35	滋賀県長浜市職員による入札情報の漏洩 道路改良工事の入札で設計金額を漏洩	官製談合防止法 刑法(競売入札妨害罪)	①適切な情報管理 ②事業者との適切な対応

(8) コンプライアンスインストラクターの積極的な活用

今年度実施する計画研修や出前講習での講義及び副所長会議等でのコンプライアンスに係る周知・説明などに、コンプライアンスインストラクターを積極的に活用する取組を継続して実施する。

平成26年度に中部地方整備局で実施した計画研修や研修を受講する機会の少ない職員への対応として実施している出前講習の講師として、コンプライアンスインストラクターを活用した。また、各種会議等の場におけるコンプライアンスに係る説明を積極的に実施した。

なお、平成26年11月に国土交通大学校で開催されたコンプライアンス指導者養成研修には、4名の職員が参加して受講、修了した。



* 計画研修講師の実績は、P 7～P 8「平成26年度研修実績表」 研修講師欄参照
出前講習講師の実績は、P 9「平成26年度出前講習実績表」参照

B. 検証（評価）

【自己評価】

違法性の認識に関する研修の徹底としては、計画研修、出前講習及び外部講師によ

る講習会等ほぼ計画通りに実施することができた。

eラーニングシステムについては、受講履歴を把握できたため、未受講者に定期的に利用を促すことにより、全職員の受講を達成することができた。

コンプライアンスミーティングについては、第1四半期はコンプライアンス・ミーティング担当者向けの外部講師による講習会・研修会を開催し、第2・3四半期は本局各部・各事務所が主体的に実施した。また、第4四半期は適正業務管理官から統一テーマを付与して実施し、一定の方向性が出るように、あるいは、実施方法を変えてマンネリ防止を図るなどの工夫をした。

【アドバイザリー委員会による評価】

研修等をグループ討議方式で実施することは、コンプライアンス意識を深めるために効果的であると考えられる。今後とも積極的に採り入れていただきたい。

4. 意識改革に向けた取組

A. 取組の実施状況

(1) 事業者との応接方法の徹底等

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うものとし、原則として受付カウンター等オープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、引き続き周知・徹底を図る。なお、本取組に当たっては、適切なコミュニケーションを阻害することのないよう留意するものとする。

事業者等との応接にあたっては、公平かつ適切に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うために、原則として、受付カウンター等のオープンな場所である接客室で複数の職員により対応することについて、計画研修・出前講習、コンプライアンスミーティング等において、繰り返し説明することで、引き続き周知・徹底を図った。

事業者との応接方法

発注者綱紀保持規程 第5条

(事業者等との応接方法)

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。
2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するものとする。これによることができない場合は、事前に所長等(応接する者が所長であるときは、その上司)の承諾を得るものとする。

◇事業者等との応接のルール(原則)

- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 1) 公平・適正 (第5条第1項) | ■ 特定の事業者等を差別的に取り扱わない |
| 2) 必要最小限 (第5条第2項) | ■ 業務上の必要がないのに、特定の事業者等と会わない(注) |
| 3) オープンな場所 (第5条第2項) | ★ 原則どおりの応接ができない場合は、事前に所長の承諾をえる(口頭で良い) |
| 4) 複数の職員 (第5条第2項) | |

事業者等との応接に当たっては、相手が利害関係者であることを十分にわきまえ、事前にアポイントメントをとらせ、国民の疑惑や不信を招かないよう、受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により応接することを基本としてください。

(注)「必要最小限にとどめる」とは、業務上必要とする打合せ等の回数を制限するものではありません。従って、契約相手の請負業者等に指示、指導等するために必要な協議、打合せや、より良いものを作るための意見交換・議論は業務上必要不可欠であり、差障ることなく行って構いません。事業者等との業務上必要な応接は、相手が利害関係者であることを十分にわきまえ、国民の疑惑や不信を招かないよう、適切な場所・適切な方法で行うことが重要です。

* 業務上特に理由がないのに頻繁に特定の事業者等と会うことは、国民の疑惑や不信を招くおそれがあります。

(2) 副所長室の相部屋化等

従前より実施してきた副所長室の相部屋化について、再発防止対策の趣旨を十分に留意し、今後もその取組を進める。なお、予算上等の制約から、直ちに実施することが困難な場合には、可視化を継続する。

副所長室の相部屋化については、これまでも実施してきたところであるが、高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策の趣旨に十分留意し、副所長室の相部屋化等の取組を継続して実施した。なお、予算上の制約や庁舎耐震上の問題等から、直ちに実施することが困難な事務所もあるが、可視化については早急に実施する必要があることから、副所長室と副所長室間のドアは、原則、撤去することとしている。

平成25年度末時点でのドア撤去を含む副所長室の相部屋化率は88%であったが、今年度、1事務所において副所長室間の壁撤去を行い、副所長室間のドア撤去による可視化を含め、相部屋化率は89%となった。今後も順次、相部屋化を進めていく予定である。

(3) 本局幹部職員による事務所職員とのコミュニケーション機会の増加

本局幹部職員の事務所視察等において、事務所等職員とのコミュニケーション機会の増加を図る取組を継続して実施する。

また、今年度より設置する適正業務管理官とブロック単位による事務所コンプライアンス推進室長等との会議を定期的で開催し、取組状況や取組に当たっての問題点・課題等の把握や意見交換を実施する。

局長や副局長など、本局幹部職員が事業現場や事務所を視察する機会を増やす取組を平成25年度から継続して実施した。管内全36事務所を訪問することで、事務所職員とのコミュニケーション機会が増加し、事務所が抱える問題・課題等を積極的に把握して、本局・事務所が一体となって解決する体制づくりなど、コンプライアンス意識の向上を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

副所長室の相部屋化については、新たに1事務所において副所長室間の壁撤去を完了することができた。予算的な制約や庁舎耐震上の問題等もあるが、引き続き相部屋化を進めていきたい。

適正業務管理官と事務所コンプライアンス推進室長等との意見交換は、年度当初のコンプライアンス・ミーティング担当者説明会や事務副所長を対象とした行政マネジメント研修のほか、出前講習等の際に行っていたが、個別にブロック単位による会議は定期的に行うことができなかったため、次年度については、事務所コンプライアンス推進室長等との意見交換の場や方法等を検討していきたい。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

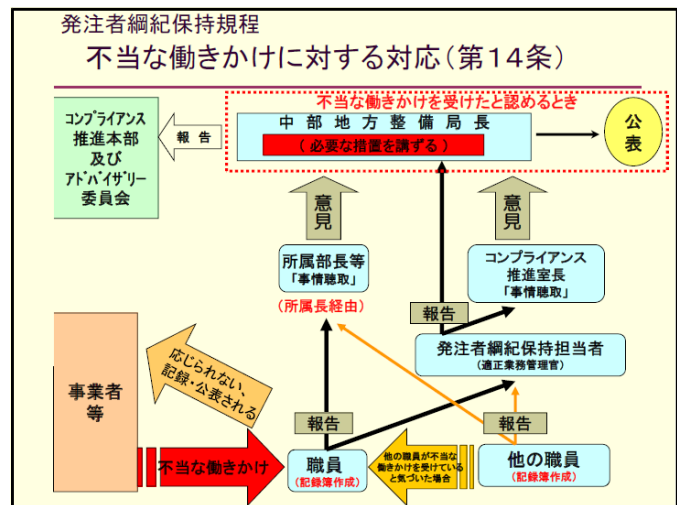
5. 報告制度の周知・徹底

A. 取組の実施状況

(1) 不当な働きかけに対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合において、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者を通じて局長へ報告すること等について、職員への周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

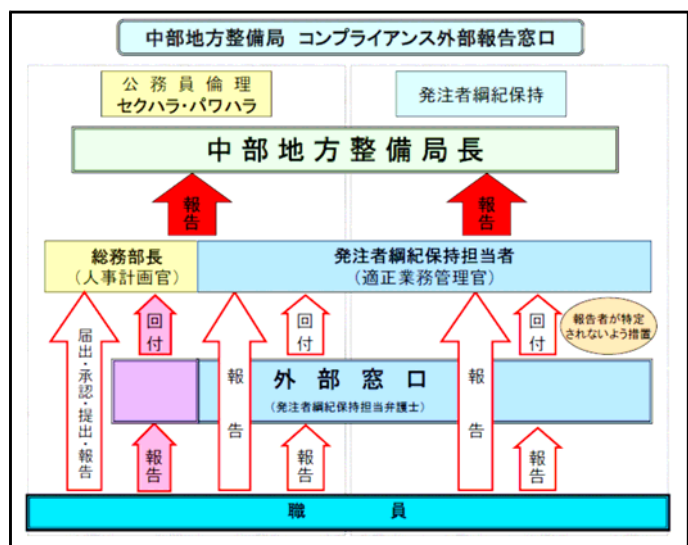
事業者等から不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた時の報告、または、他の職員が不当な働きかけと思料される行為を受けたことを知った時の報告については、計画研修・出前講習、コンプライアンスミーティング等において、繰り返し説明することで、引き続き職員への周知・徹底を図った。



(2) コンプライアンス外部報告窓口の周知・徹底

コンプライアンスに関する外部報告窓口について、外部窓口設置の趣旨が生かされる様職員に周知・徹底を図る取組を継続して実施する。

中部地方整備局発注者綱紀保持規程第13条に規定する「発注者綱紀保持担当弁護士」は、平成19年9月1日から発注事務に関する外部報告の窓口を委嘱してきたところであるが、平成25年4月から「公務員倫理等に関する報告についての外部窓口」も合わせて委嘱し、コンプライアンス外部報告窓口として設置していることをイントラネットに掲載するなど、引き続き職員への周知・徹底を図った。



B. 検証（評価）

【自己評価】

不当な働きかけに対する報告の徹底については、計画研修・出前講習、コンプライアンスミーティング等を通じて、職員周知を行ってきた。引き続き職員への周知・徹底を図っていききたい。

コンプライアンス外部報告窓口については、窓口設置の職員周知を実施し、氏名等を伏せて報告ができることや、報告を行ったことによって不利益は生じないこと等を計画研修等で説明してきた。引き続き、外部報告窓口設置の趣旨が生かされるように、職員への周知・徹底を図っていききたい。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

6. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

A. 取組の実施状況

（1）入札契約手続きの見直し

中部地方整備局の事務所において発注する工事の一部について、不正が発生しにくい入札契約制度の試行を踏まえて、次の入札契約手続きの見直しを実施する。

- ①入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点漏洩の防止を図る取組
- ②予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格漏洩の防止を図る取組
- ③入札契約手続運営委員会等資料におけるマスキングに関しては、予定価格作成時期の後倒しや情報管理の徹底などを行った上で、真にマスキングが必要な案件にのみ実施することとする。

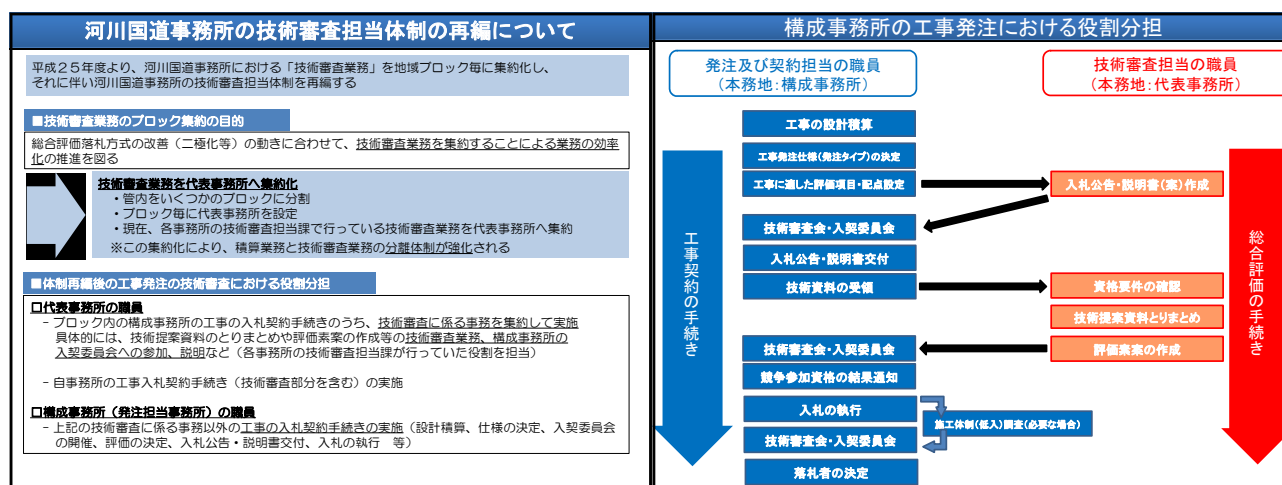
中部地方整備局の事務所において発注する一般競争総合評価落札方式（施工能力評価型）で、予定価格が6千万円以上3億円未満（Cランク）の一般土木工事又は予定価格が5千万円以上2億円未満（B、Cランク）の港湾土木工事について、高知県内における入札談合事案に関する調査報告書の再発防止対策を踏まえ、上記入札契約手続きの見直しを平成26年度より本格実施した。全体としては、360件の工事で実施した。

（2）積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会と、その情報を知る者の数を限定することにより、これらの情報漏洩の防止を図る取組を引き続き実施する。

「技術審査・評価業務」を地域ブロック毎に集約化し、技術審査（担当）体制を再編することにより、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を強化して、積算と技術評価の両方の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図る取組を引き続

き実施した。

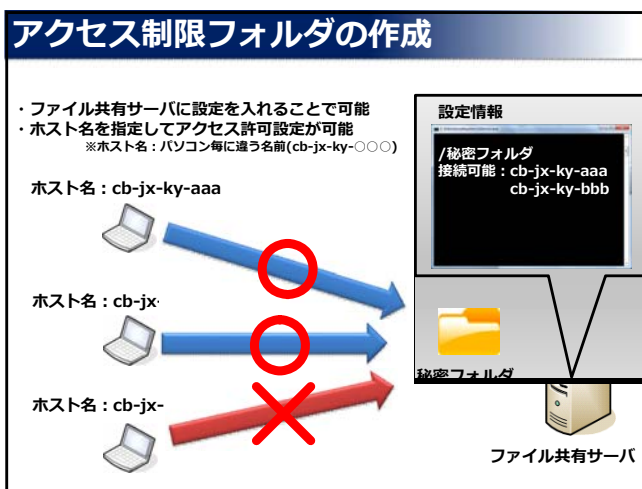


(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法や管理責任者等について、平成25年度において改正した発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルの周知・徹底を図る取組を継続して実施する。また、機密情報が含まれる文書の保管に当たり、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図る等情報管理の徹底を継続して実施する。

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法の徹底及び情報管理責任者や業務上取り扱う者の指定を引き続き行うとともに、計画研修・出前講習等で繰り返し説明することで、これらの情報管理に関するルールについて、周知・徹底を図った。

また、マニュアルに基づき、機密情報が含まれる文書の管理について、電子データとして保管する場合には、アクセス制限フォルダの作成やパスワード設定管理等の技術的セキュリティの強化を図るなど、情報管理の徹底を進めた。



B. 検証（評価）

【自己評価】

入札契約手続きの見直しについては、事務所発注の一般競争総合評価落札方式（施工能力評価型）で、予定価格が6千万円以上3億円未満の一般土木工事又は予定価格が5千万円以上2億円未満の港湾土木工事について、平成26年度から本格実施に移行した。

事務所(管理所)における「技術審査・評価業務」を集約化し、技術審査・評価体制

の再編を行うことにより、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を強化する業務執行体制を継続した。

情報管理の徹底については、計画研修等を通じて引き続き職員への周知・徹底を図るとともに、マニュアルに基づいて、情報の種類毎に情報管理責任者等を指定する取組やアクセス制限フォルダの作成・パスワード設定管理等を行う取組を引き続き実施した。

【アドバイザー委員会による評価】

機密情報の漏洩防止のためには、そのパスワードの管理徹底が非常に大事である。そのため、年1回変更することが望ましいと指導するだけでなく、定期的にパスワードを変更しなければならないような仕組みも検討すべきである。

7. ペナルティの強化

A. 取組の実施状況

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合等不正行為があった場合の違約金の引き上げ（請負代金額の10%を15%に）対象を、談合の首謀者或いは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者に拡大して適用する取組については、継続して実施する。

入札談合等不正行為があった場合の違約金（請負代金額の10%を15%）の引き上げ対象を、談合首謀者あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った事業者に拡大して適用する取組を継続して実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

平成24年度から実施している、談合業者のうち首謀者あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った事業者に対する違約金を引き上げる取組については、事業者における入札談合抑止効果の一端を担う観点から有効であり、引き続き実施した。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

8. 再発防止策実施状況の把握及び情報公開

A. 取組の実施状況

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

再発防止対策の具体的措置状況等について、コンプライアンス推進本部会議により、コンプライアンス推進責任者からのモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図る取組を継続して実施する。

平成26年度にコンプライアンス推進責任者（事務所長）の異動があった事務所を対象に、毎月開催する推進本部会議において、2～4事務所長から、再発防止対策の具体的な取組状況等の報告を受け、平成27年3月までに17事務所の実施状況の確認・点検を行った。

中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、当該年度の推進計画及び前年度推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページに掲載して、公表した。



(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表する等の透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施する。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所(管理所)ごとの一般土木工事又は港湾土木工事における各年度・各月の平均落札率や各年度の受注者毎の当初契約金額及び受注割合を、中部地方整備局のホームページにて公表し、情報公開の強化を図る取組を引き続き実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

推進本部におけるモニタリングでは、コンプライアンス推進責任者である事務所長からの報告により、事務所における推進計画の措置状況等の確認・把握を行うことができた。報告のあった事務所独自の取組などは、各事務所に情報提供を行い、参考となる取組は、積極的に取り入れるように指示している。

応札状況の情報公開は、平均落札率等の情報に対する意識を高めた。今後とも継続して注視していくこととする。

【アドバイザー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

9. 再発防止対策の周知

建設業界に対して、再発防止対策の趣旨・内容及び推進計画に基づく整備局の取組を色々な機会を通じて説明・周知し、理解を求める取組を継続して実施する。

A. 取組の実施状況

意見交換会などの様々な機会を通じ、再発防止対策の趣旨・内容及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組について、本局及び各事務所の幹部職員が説明・周知する取組を継続して実施し、建設業界に対して理解を求めた。

平成26年度 建設業界への説明状況

【実施状況】

1. 対象団体

- ①工 事 関 係 : (一社)日本建設業連合会、各県建設業協会 等
- ②コンサルタント関係 : (一社)建設コンサルタンツ協会 等

2. 実施状況

○定期総会、意見交換会等での説明

実施月	回数	相手方
5月	8回	(一社)日本道路建設業協会 ほか
6月	10回	中部建設青年会議岐阜支部 ほか
7月	12回	(一社)日本橋梁建設協会 ほか
8月	4回	(一社)建設コンサルタンツ協会 ほか
9月	2回	日本港湾空港建設協会静岡県支部 ほか
10月	4回	(一社)日本建設機械施工協会中部支部 ほか
11月	5回	(一社)日本埋立浚渫協会 ほか
12月	10回	(一社)愛知県建設業協会 ほか
1月	1回	事務所工事安全協議会
2月	6回	(一社)日本建設業連合会中部支部 ほか
3月	4回	(一社)海洋調査協会 ほか
合計	66回	

B. 検証（評価）

【自己評価】

各団体の理事会、役員会等の場、意見交換会、講演会等の様々な機会を通じて、本

局幹部職員や事務所長等から再発防止対策の趣旨や内容等及び中部地方整備局の取組を繰り返し説明・周知することにより、コンプライアンスに対する整備局の姿勢について、理解が得られた。

【アドバイザリー委員会による評価】

特に指摘はなかった。

10. 監査機能の充実

推進計画の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項とした内部監査を継続して実施する。

A. 取組の実施状況

平成26年度監査計画に基づき、平成26年12月までに管内の11事務所を対象に、平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンス推進室の活動状況、コンプライアンス・ミーティングなどの取組状況及び入札契約手続運営委員会の開催状況、情報管理責任者・業務上取り扱う者の指定及び指定簿の整備状況、アクセス制限フォルダの作成及びパスワードの設定状況等について内部監査を実施した。

また、コンプライアンスに関する事務所幹部職員（所長、副所長）へのヒアリングも実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

年度当初に策定した監査計画に基づいて、11事務所におけるコンプライアンス推進計画の取組状況や入札契約手続運営委員会の開催状況、情報管理の徹底に係る取組等について内部監査を実施し、事務所における適正な業務執行、効果的・効率的かつ自律的な取組等について確認した。一部の事務所において、入札契約関係文書が共有ドライブにパスワードを付けずに保存されていたため、指摘事項として取り上げ、即時に改善された。

また、事務所幹部職員へのヒアリングでは、幹部職員のコンプライアンスに関する認識が高く、職員へのコンプライアンスの推進・保持に真摯に取り組んでいる姿勢が確認できた。

【アドバイザリー委員会による評価】

一般監査で指摘された事項は速やかに改善されており、また、指摘事項も含めて、一般監査の結果が全事務所に周知されていることは評価できる。

まとめ

平成26年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画は、平成25年3月14日付けの「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」で取りまとめられた再発防止対策を踏まえて、平成26年3月26日付けで策定したものである。

平成26年度推進計画は、「違法性の認識に関する研修の徹底に関する取組」「職員のコンプライアンス意識改革に向けた取組」「談合が発生しにくいシステムの導入に関する取組」「再発防止対策の実施状況の把握及び情報公開に関する取組」「建設業界に対する周知に関する取組」等を定めたものであるが、本推進計画に記載した全ての取組は概ね達成することができた。

しかし、違法性の認識や意識改革に向けた取組については、マンネリ化や形骸化を防ぐための知恵や工夫を凝らしたうえで、今後も繰り返し継続し、職員一人ひとりにコンプライアンス意識を浸透させ、ひいては組織的な意識の高揚と風化防止を図らなければならない。

このため、推進計画における取組状況等の確認を行い、自己評価したうえで、外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザー委員会からの提言等を踏まえて、平成27年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定したところである。

平成27年度においても、中部地方整備局は新たな推進計画の下、組織一丸となって引き続きコンプライアンスを徹底し、国民の信頼回復に向けた取組を強力に推し進めていくこととする。